



高根沢町告示第99号

入札公告

事後審査型条件付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年7月1日

高根沢町長 加藤 公博



1 入札対象工事

入札番号	1011
工事名	421-7号橋架替更新工事その1
工事箇所	高根沢町大字平田地内
工事概要	工事延長 L=18.4m A1橋台工 1基、A2橋台工 1基 重力式擁壁工 一式、旧橋撤去工 一式 既設堰補強工 一式、ボックスカルバート工 L=21.0m 平ブロック張工 87 m ² 、鋼矢板土留工 154 枚
工期	令和3年3月10日限り
最低制限価格等	高根沢町低入札価格調査制度を適用
予定価格	¥75,152,000-（内消費税額¥6,832,000-）
入札方法	郵便入札

2 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者の資格要件

この入札に参加できる者は、事後審査型条件付一般競争入札共通事項に記載された資格要件及び次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

参加形態	特定建設工事共同企業体 参加構成員:2者 結成方式:自主結成	
代表構成員の要件	本店・営業所	栃木県内に建設業法第3条に基づき設定された本店又は営業所があること。
	業種・ランク	栃木県建設工事入札参加資格者名簿の格付け基準において土木一式工事の格付等級がSAランクであること。
	出資比率	50%以上
構成員の要件	本店・営業所	高根沢町内に建設業法第3条に基づき設置された本店があること。
	業種・ランク	高根沢町入札参加資格名簿の格付け基準において土木工事の格付等級がAランクであること。
	出資比率	30%以上

施工実績	構成員のうち1者が、平成22年4月1日以降において、次のいずれかに該当する土木工事を元請として施工し、引き渡した実績を有すること。 (1)現場打ちの橋梁下部工 (2)現場打ちの擁壁、函渠、樋門、樋管
配置技術者	構成員が、それぞれ次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。 ・2級以上の土木施工管理技士又は、2級以上の建設機械施工技士の資格を有する者。ただし、監理技術者を配置する場合は、1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士の資格を有する者を配置すること。
その他	・当該工事は、町議会の議決対象となっているため、議会の議決を得た時に本契約となる。 ・下請け業者を選定する場合は、町内に本店を設置する者を選定するよう努めること。

3 入札日程等

入札参加申請書受付期間	令和2年7月10日（金） 16：00までにFAX 提出先：高根沢町総務課 契約係
設計書閲覧期間	令和2年7月13日（月）以降にホームページで公開
質問の受付期間	令和2年7月15日（水） 16：00までにFAX 提出先：高根沢町都市整備課 道路建設係
質問への回答	令和2年7月17日（金）
入札書提出方法	令和2年7月30日（木）までに高根沢郵便局に到達（局留） ※高根沢町郵便入札実施要綱を参照
開札日時	令和2年7月31日（金） 14：40から 場所：高根沢町役場 第1・第2会議室（本庁第3庁舎2階）

4 資格審査

落札候補者は、以下の期限までに事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書（様式2号）を提出すること。

提出期限	令和2年8月4日（火） 16：00までに持参 但し、高根沢町低入札価格調査制度により調査対象となった場合、調査後に提出。 提出先：高根沢町総務課 契約係
------	--

5 保証金・前払金等

入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上 (但し、高根沢町低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、契約金額の100分の30以上)
支払条件	前払金：請求できる。(契約額の40%以内(上限1億円)) 中間前払金：請求できる。(但し、既に部分払を受けた場合は請求できない。) 部分払：請求できる。 ※詳細は高根沢町契約事務規則を参照

6 担当課

(1) 公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係 (TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409)

(2) 工事内容について

高根沢町都市整備課 道路建設係 (TEL 028-675-8107 FAX 028-675-8114)

入札条件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約保証金額及び契約不適合責任の存続期間を次のとおりとする。

- 1 契約保証金額は「請負代金額の10分の3以上」とし、高根沢町建設工事請負契約書第56条の2に規定する違約金は「請負代金額の10分の3に相当する額」とする。
- 2 契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内とする。
ただし、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年6月が経過する日までとする。